

理容所・美容所開設手続きのご案内

1 営業までの流れ

- ①理容所・美容所の施設・設備を整備(建築、改装等)
※計画段階で店舗の図面を持参し、事前に相談を受けていただくことをおすすめします。
- ②開設者が鳥取市生活環境課に「理容所・美容所開設届」を提出
- ③職員が現地にて、構造・設備・衛生措置について検査を実施
※施設完成後できるだけ早く開店されたい場合や検査日の指定がある場合はご相談ください
- ④検査が適合した場合、鳥取市が開設者に「開設検査確認証」を交付
※検査から確認証交付まで(②から④まで)の標準事務処理期間は10日間です。
- ⑤営業開始

2 理容所開設届・美容所開設届

(1)添付書類

- ・構造及び設備の図面
- ・周辺地図
- ・理・美容師の伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
※結核及び感染性皮肤病疾患((伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラロクモ)、疥癬等))の有無が明記され、3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・管理理容師・管理美容師の講習会修了証の写し及び理容師・美容師の免許証の写し
※理容師・美容師が2人以上の場合、管理理容師・管理美容師を置く必要があります。

(2)手数料

- ・検査手数料として、16,000円必要です。
※窓口での現金支払い、キャッシュレス決済(クレジットカード、QRコード、電子マネー)
又は納入通知書による金融機関での支払い

3 構造・設備の検査内容

検査内容については、別紙をご覧ください。

営業を行うための基準ですので、適合するように注意してください。

【お問い合わせ先】

〒680-8571 鳥取市幸町71番地(鳥取市役所本庁舎2階)

鳥取市市民生活部環境局生活環境課生活衛生係

電話 0857-30-8083 ファクシミリ 0857-20-3918